

行政組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 29 年 1 2 月 2 8 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 2 4 号

行政組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市特別職報酬等審議会条例 (昭和 4 1 年瀬戸市条例第 1 6 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第 9 条 審議会の庶務は、 <u>行政管理部人事課</u> において処理する。	(庶務) 第 9 条 審議会の庶務は、 <u>経営戦略部人事室</u> において処理する。

(瀬戸市文化施設運営委員会条例の一部改正)

第 2 条 瀬戸市文化施設運営委員会条例 (平成 1 7 年瀬戸市条例第 3 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、 <u>地域振興部文化課</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、 <u>交流活力部文化課</u> において処理する。

(瀬戸市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第 3 条 瀬戸市子ども・子育て会議条例 (平成 2 5 年瀬戸市条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部 <u>こども未来課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部 <u>こども家庭課</u> において処理する。

(瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会条例の一部改正)

第4条 瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会条例（平成28年瀬戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、市長直轄組織 <u>まちづくり協働課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>交流活力部交流学び課</u> において処理する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。